

○東京都教科用図書選定審議会傍聴要領

平成29年4月10日
東京都教育庁指導部長決定

第1条 この要領は、東京都教科用図書選定審議会規則第7条の規定に基づき、東京都教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴許可申請書（別記第1号様式）を、東京都教育委員会に提出し、傍聴許可書（別記第2号様式）の交付を受けなければならぬ。

- 2 前項の規定にかかわらず、報道関係者で東京都教育委員会が認めるものは、傍聴証（別記第3号様式）の交付を受けて傍聴することができる。
- 3 東京都教育委員会は、審議会の会場（以下「会場」という。）の事情により傍聴人の数を制限することができる。

第3条 次のいずれかに該当する者は、会場内に入ることができない。

- 一 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 拡声器、無線機の類を携帯している者
- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
- 四 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- 五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（第6条の承認を受けた者を除く。）。
- 六 酒気を帶びている者
- 七 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第4条 傍聴人は、入場の際、東京都教育委員会事務局の職員の指示に従い、所定の席に着かなければならない。

第5条 傍聴人は、会場内にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 会場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと。
- 三 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由があ

る場合は、この限りでない。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

六 その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第6条 傍聴人は、傍聴席において録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、東京都教育委員会（審議会会长が議事進行を行っている場合は、審議会会长）は当該傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、東京都教育委員会（審議会会长が議事進行を行っている場合は、審議会会长）は、全ての傍聴人を退場させることができる。

3 傍聴人は、前二項の規定により退場を命じられた場合は、速やかに退場しなければならない。また、審議会会长は、審議会会长の命を受けた東京都教育委員会事務局の職員をして当該傍聴人を退場させることができる。

第8条 前各条に定めるもののほか、傍聴人は、東京都教育委員会（審議会会长が議事進行を行っている場合は、審議会会长）の指示に従わなければならない。

第9条 この要領の実施について必要な事項は、東京都教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月10日から施行する。